

【論文】

震災遺構の保存は被災地に何をもたらすのか —たろう観光ホテル・奇跡の一本松を事例として—

五十嵐大貴 (株式会社 H.M.マーケティングリサーチ)

1. はじめに

2011年3月11日に発生した、東日本大震災から約7年が経過し、復興が進む中で震災の記憶や教訓をいかに伝承するべきかという問題も姿を表すようになった。特に被災した建造物である震災遺構の保存に関しては、「風化させたくない」「防災に生かす」という理由から保存を望む声と、「見るのが辛い」「震災を売り物にしてほしくない」という解体を望む声が対立し、多くの自治体で議論がなされてきた。

3.11 震災伝承研究会第1次提言(2012)によると震災遺構は「地震や津波の痕跡をとどめているものすべて/被災下の状況、避難生活、復興への営みを物語る実物資料」と定義され、多くのものが震災遺構として選定される可能性があることがわかる。しかし、復興庁(2013)が発表した「震災遺構の保存に対する支援について」という文章では、復興交付金を活用して支援を行う震災遺構は各市町村につき1箇所までと示されている。すなわち、どの震災遺構を残すのか選定する必要がある。現時点で震災遺構の保存・解体の議論おおよそ収束し、保存が決定された震災遺構は、その活用方法や地域再生の役割が検討される段階になっている。

私は、この研究の出発点として、2017年6月28日に実際に現地へ足を運び、岩手県宮古市から宮城県南三陸町にかけて、様々な震災遺構を見学してきた。震災遺構は、恐ろしい津波の爪痕や、そこで多くの命が失われたことを生々しく表現しているにも関わらず、震災遺構が残っている地域では、それを活用して町を再生していこうとする取り組みが見られた。特に、陸前高田市で立ち寄った、寿司屋の店主が言っていた「今の陸前高田は奇跡の一本松で持っている」という言葉が印象的だった。震災遺構の存在が地域の再生にとって、非常に重要であると認識されていることが感じ取れる。

そこで、本研究では震災遺構を保存することが、地域の再生の中でどのような意味があり、復興した未来のまちでどのような位置づけとなっていくのかについて検討していく。

2. 遺構に関する諸研究

ここでは、震災遺構の保存や活用のあり方についての研究や、戦争関連の遺構に関する研究、記憶を伝承することについて、検討した研究を紹介することで、本研究の立場や位置づけを明確にしていきたい。

2-1. 震災遺構(災害遺構)に関する諸研究

まず、震災遺構そのものについてその定義や成り立ちに着目した研究として小川(2015)が挙げられる。「震災遺構」という言葉がどのように生まれ、使用されているのかについて新聞記事等を参考に分析した結果、「震災遺構」という言葉が様々な被災建造物を一つに括ることで、「廃棄物」から「保存」に転換されることを示した。そして、震災遺構を保存した町が東日本大震災で被災した町であると安易に単純化されてしまうことを指摘している。

次に震災遺構を保存することの価値について焦点を当てた研究をいくつか紹介する。

まず、人間工学の立場から震災遺構を保存することの様々な価値について論じた内田・丹(2012)の研究が挙げられる。震災遺構と原爆ドームなどの負の遺産を比較することで、震災遺構には学術的価値、教育・伝承的価値、産業・観光的価値、被災者心理ケアの観点からの価値を明らかにした。

次に、防災という側面から震災遺構の価値を捉えたのが丸岡(2014)の研究である。災害遺構の保存がどの程度将来に防災の教訓を伝えるかという問題について、1910年の地震によって破壊されたコスタリカ・カルタゴの事例を参考に検討している。災害遺構の保存自体が教訓を伝えることを保証するわけではなく、保存と教訓は別物と捉え、遺構と防災教育を組み合わせなければならないことを論じている。

社会学の立場からは今井(2013)の研究である。災害と社会との関係性から災害遺構を保存する行為の価値について論じた。災害遺構を保存することは「あのとき以前/あのとき/あのとき以後(から今)」という形で時間軸を分節化できるため、災害を1回限りの出来事ではなく、何度も起こり得る出来事として捉えるために重要であると示した。

さらに、震災遺構を地域振興として有効に活用していく方法を探求した研究を紹介していく。

まず、佐野・清野(2012)は宮城県南三陸町を対象として、防災対策庁舎の保存か解体かという議論について地域住民の合意形成をはかる方策の在り方について検討した。保存側の主張も解体側の主張どちらも正論であるため、保存か解体かという二元論ではなく、南三陸町の新しいまちづくりのイメージの中で、どのように位置づけられるかを遺構の価値は変化することを踏まえて検討すべきと論じている。

椎原(2014)は、陸前高田市の奇跡の一本松を活用した地域振興について論じ、ゆるキャラやロゴマークを活用したPR活動に対し懐疑的な立場をとり、過剰な物語を付与が、「被災地の美しい光景」というパラドックスを加速させてしまうことで、「震災の記憶」そのものがこぼれ落ちてしまう可能性があることを指摘している。

島川(2012)は、東日本大震災の震災遺構の問題に示唆を与える研究として、タイ国・バンカー県を対象とした研究を行った。遺構が地域資源として被災者にも受け入れられるには、犠牲者の生きていた証を残すこと、記念碑ではなく惨禍を保存すること、定期的な追悼行事を行うことが重要であると示している。

2-2.戦争関連の遺構に関する諸研究

次に、戦争関連の遺構に関する研究を紹介する。

まず、戦争関連の遺構の展示方法について社会学の立場から論じた荻野(1997)は、遺構の演出について、異文化体験をさせるようなもので地域外の人々に問題提起をするような内容にするべきと主張している。

乙須(2015)は、教育学の見地から「人間の苦痛」の教育利用について検討した。「人間に苦痛」を教育利用することの様々な困難や問題に対して、博物館を皆が自由に議論できる「フォーラム」として構築する可能性を指摘している。

次に日本の代表的な戦争遺産である原爆ドームに関する研究を紹介する。まず濱田(2013)は社会学の立場から、原爆ドームが原爆の記憶の代表的存在となるメカニズムについて検討した。戦争や核兵器に関する事件が起こるたびに、原爆ドームがその時々々の社会状況を反映した存在となり、シンボルの意味が固定化されずに変化した事、またそれに合わせて広島市民が平和に向けた活動を行ってきたことが、原爆ドームが原爆の記憶の代表的存在、

平和のシンボルとなったことに繋がっていると述べている。

島川(2012)は、観光学の立場から原爆ドームに保存過程を検討し、住民の意向に任せるだけではない形で保存する方策をさぐることの必要性を強調している。

次に沖縄県の戦争関連の遺構に関する研究を紹介する。清水・高橋(2010)は、戦争関連の遺構が地域の歴史を理解する上で重要な存在となるには、その価値は時間的(戦前～戦時～戦後)、空間的(戦争遺産と地域の文化的資産の相互関係)に広げたレベルで捉えるべきであると論じている。

海外の事例ではポーランドのホロコースト記憶に関する負の遺産を検討した加藤(2017)の研究が挙げられる。アウシュビッツ強制収容所などがユネスコ世界遺産に登録され、価値が認められたことをきっかけとした住民の動きに着目し、世界遺産に登録されても、「顕著な普遍的な価値」が認められるわけではなく、価値が流動する可能性を指摘している。

3. 本研究の目的

3-1. 本研究の位置

上記の震災遺構に関する諸研究では、保存か解体化の議論に着目し、様々な分野、視点から震災遺構を保存することの意味や、主に観光的な視点から震災遺構を活用した地域振興については検討されている。また、戦争関連の遺構に関する諸研究においては、終戦から約70年が経過した段階で、地域の悲惨な記憶を表す建物が地域の重要な文化遺産として位置づけられるようになることや、遺構に対する住民の心情の変化が示され、多くの研究者の間で遺構の価値は変化することが指摘されている。佐野・清野(2012)が南三陸町の新しいまちづくりのイメージの中で、どのように位置づけられるかを遺構の価値は変化することを踏まえて検討すべきと提言している。

そのことを踏まえて、本研究ではその遺構の価値の変化に着目し、復興が完了した未来のまちで震災遺構がどのような存在となりうるのかを検討することで、震災遺構を保存することの意味を明らかにしていく。

また、震災遺構に関する諸研究では、原爆ドームなどの戦争関連の遺構を事例として取り上げている研究は多く見られたが、震災遺構と戦争関連の遺構の自然の災禍と人為的な災禍という本質的な違いに着目した検討はまだなされていない。そのため、震災遺構と戦争関連の遺構の比較を行うことで、より深く震災遺構を保存することの意味を解明していきたい。

3-2. 復興の定義

ここで、被災地が目指している復興について、その定義について触れておきたい。復興庁(2011)が発表した「東日本大震災からの復興の基本方針」の中に、復興の定義として以下のように記されている。「被災地の復興に当たっては、被災しても人命が失われないことを最重視し、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方にに基づき、災害に強い地域づくりを推進する。被災地域の復興は、活力ある日本の再生の先導的役割を担うものであり、また、日本経済の再生なくして被災地域の真の復興はないとの認識を共有する。特に東北の復興に当たっては、東北地方の有する多様性や潜在力を最大限活かし、一体となって取り組むことにより、新しい東北の姿を創出する。」

これらのことから、復興は防災面の強化を行い、東北の資源を活かした新しい町を創造することであると定義づけられる。

3-3.研究方法

本研究では復興が完了した未来の町における震災遺構の位置づけを捉えるために、岩手県にある 2 つの震災遺構、たろう観光ホテルと奇跡の一本松を事例として取り上げる。この 2 つの震災遺構を取り上げた理由は、どちらも比較的規模が大きく、まちの復興の中で重要な役割を担うと想定される。また、早い段階で保存が決定したため、震災遺構の概要や活用、展示方法、その後の計画が明確にわかっているためである。

研究方法としては、たろう観光ホテルのある宮古市田老地区と奇跡の一本松がある陸前高田市の復興まちづくりの完成予想図から震災遺構と周辺施設との空間的な関係性を検討する。P.ノラ(1984)が提唱した、史跡や歴史的建造物、博物館や記念碑といったメモリアルな遺産によって、社会全体で共有される記憶が根付いている「記憶の場」という概念に基づき、ワシントン D.C と広島メモリアルな遺産から、戦争や原爆の記憶がどのように位置づけられているのかを検討した長谷川ら(2007)を参考にした。

震災遺構と戦争関連の遺構の比較については主に文献資料を用いた検討を行う。

4. たろう観光ホテルと奇跡の一本松の復興まちづくりにおける位置づけ

4-1.宮古市田老地区とたろう観光ホテルについて

岩手県の沿岸中部に位置する宮古市の北部にある田老地区は、「津波太郎(田老)」の異名を付けられるほど古くから津波被害が多く、明治 29 年の大津波、昭和 8 年の大津波で死最大の被害をだした地域である。その後、田老地区は高台避難ではなく、巨大防潮堤を築くことで防災力の強化を行い、昭和大津波から 70 周年の 2003 年(平成 15 年)には「津波防災の町宣言」を行っている。東日本大震災では、津波が防潮堤を約 500m に渡って破壊し、約 200 人の死者・行方不明者を出した。他の地域に比べると犠牲者は少なく、防潮堤が少なからず命を救ったという見解がある一方、防潮堤があるという安心感があって避難を遅らせたという証言もある。

たろう観光ホテルは、東日本大震災の津波の被害を受け、4 階までは浸水、2 階までは柱を残して流失した。宮古市は甚大な震災の記憶を風化させることなく後世に伝え、訪れる人の防災意識を高めるため、そのままの姿で保存することを決定した。現在は一般公開され、内部公開とビデオ視聴を含む「学ぶ防災ガイド」が実施され、田老地区の防災の拠点として、津波の猛威や震災で得た教訓を、防災教育として伝承していく施設として利用されている。

4-2.たろう観光ホテルの空間配置

田老地区土地区画整備事業完成予想図(宮古市、2014)(図 1)を用いて、たろう観光ホテルが復興が完了した田老地区の中で、どのような位置づけとなるのかを明らかにする。

図 1 を見ると、たろう観光ホテルの周囲には、たろう観光ホテル以外に目立つ建物がなく、存在が際立っていることがわかる。そのため、たろう観光ホテルは普段生活する上で、目にする機会が多々あるということが想定される。さらに、たろう観光ホテルと周辺施設との相互関係を見ていく。今回の復興まちづくり計画では、新たに幾つかの公園の建設と道の駅のリニューアルが含まれている。しかし、公園も道の駅も震災との関連性を持たない施設である。つまり、田老地区の復興まちづくり計画において、震災関連施設はたろう観光ホテルのみで、震災の記憶や教訓の伝承を一極に集中させていることがわかる。

たろう観光ホテルの補修工事を担当した株式会社丹青社のホームページに「展示演出の技術を応用し、被災時の姿を最大限保存した震災遺構」とあるように、たろう観光ホテル

は被災時の姿をそのまま残すことを徹底している。また、実施されている「学ぶ防災」ツアーは津波によって破壊された建物を見た後、実際に建物の中に入り、同じ場所で撮影された津波の映像を見るという非常にインパクトの強い内容となっているため、高い防災効果が期待できる。

復興後のまちにおいては、たろう観光ホテルの存在を際立たせていることで、そこで得た教訓を普段の生活の中で意識することができ、防災意識の向上に繋がると考えられる。つまり、たろう観光ホテルの復興まちづくりにおける位置づけは、壊された町からの再生を伝える建物であると同時に、今後も「防災の町」として防災教育を行い、震災で得た教訓を忘れないための拠点であると考えられる。

田 老 地 区 土 地 区 画 整 理 事 業 完 成 予 想 図



図1 田老地区の復興まちづくりにおける、たろう観光ホテルの空間配置(□がたろう観光ホテル)

4-3.高田松原と奇跡の一本松について

岩手県の東南部に位置する陸前高田市の、広田湾に面していた高田松原は1966年(寛文7年)に植栽された松原である。その後の住民の協力によって総面積約60ヘクタール、のうち植林の面積約20ヘクタール、南北幅平均100m、東西の長さ1.8kmまで広がった。1940年(昭和15年)には「名勝高田松原」として国の文化財に指定されている。高田松原は、もともと、地域住民の生命・財産を守るとともに、田畑・道路・水路などを災害から守る目的で造られたが、年月の経過とともに、その機能や高田松原に対する住民の認識は変化し、市民が余暇を過ごす格好の場所として認識されるようになり、グラウンド、野球場、ユースホテル、トレーニング場が次々と建設され、都市公園としての要素が上積みされていった。東日本大震災では、10mを超える大津波に襲われ、ほぼすべての松がなぎ倒され壊滅した。陸前高田市では、津波の被害によって約1800人の死者・行方不明者を出した。

壊滅的被害を受けた高田松原で、奇跡的に残った一本の松が発見され「奇跡の一本松」と呼ばれるようになった。奇跡の一本松は陸前高田の住民にとっての復興のシンボルとなり、勇気・元気・希望を与える存在となった。結果的に枯れ木となってしまったが、住民の要望のもと、人工的な処理が施されモニュメントとして復元されることが決定した。現在は、奇跡の一本松、津波伝承施設、追悼・祈念施設を含めた復興祈念公園を整備中である。陸前高田市では、奇跡の一本松を市のロゴマークにしたり、奇跡の一本松に関連するゆるキャラを使ったPR活動も行われ、まちのシンボリック存在となっている。

4-4.奇跡の一本松の空間配置

現在計画進行中の陸前高田復興祈念公園の完成イメージ図(岩手県、2016)(図2、図3)を用いて、奇跡の一本松が復興が完了したまちで、どのような位置づけとなるのかを明らかにする。

図2、図3を見ると、奇跡の一本松は公園の中心ではなく、西側に位置している。公園の中心にあるのは芝生の広がる追悼の広場である。また、陸前高田復興祈念公園には津波によって破壊された旧道の駅であるタピック45や、新道の駅の中に設置される震災伝承施設などがある。奇跡の一本松、タピック45の津波の被害を受けた建物の周辺には花が植えられている。そのことから犠牲者の追悼の意味も読み取れる。さらに、芝生の広場、遊歩道、野球場、サッカー場といったレジャー施設も充実していることがわかる。

ここで注目すべき点は、住民に勇気・元気・希望を与え、町のシンボルとして、極めて重要な存在として認識されている奇跡の一本松を、復興まちづくりの中では背景化させ、美しい自然を楽しむことのできる町を前面に打ち出していることである。つまり、復興が完了した段階のまちにおいて、復興の象徴、震災を伝える施設を背景化することで、震災の記憶を後世に伝えながらも、被災地というダークなイメージから脱却したまちづくりを目指していると考えられる。

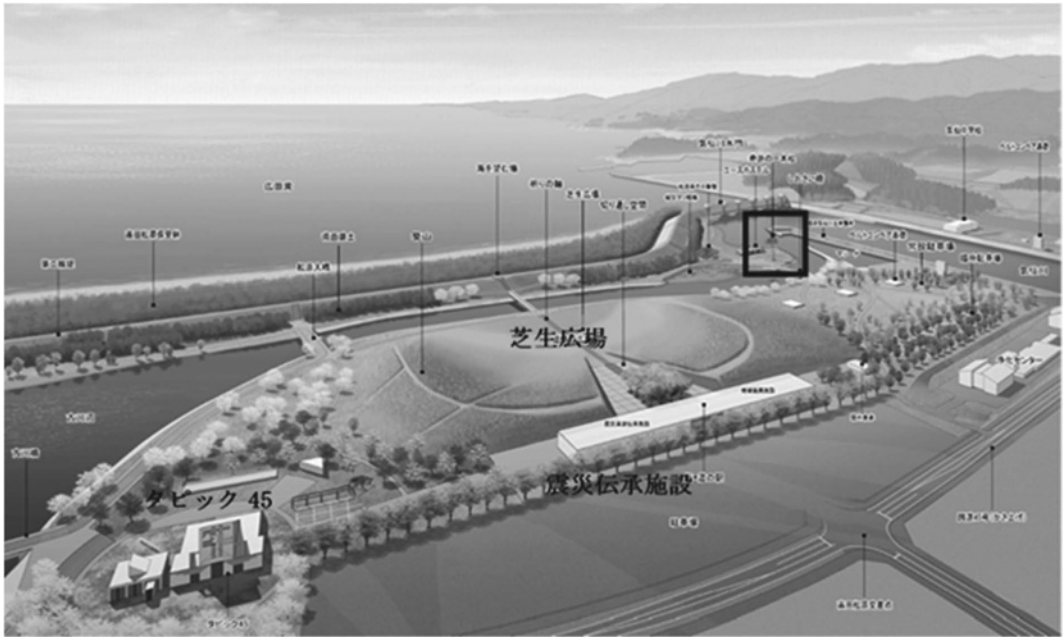


図 2 陸前高田復興祈念公園における、奇跡の一本松の空間配置①(□が奇跡の一本松)

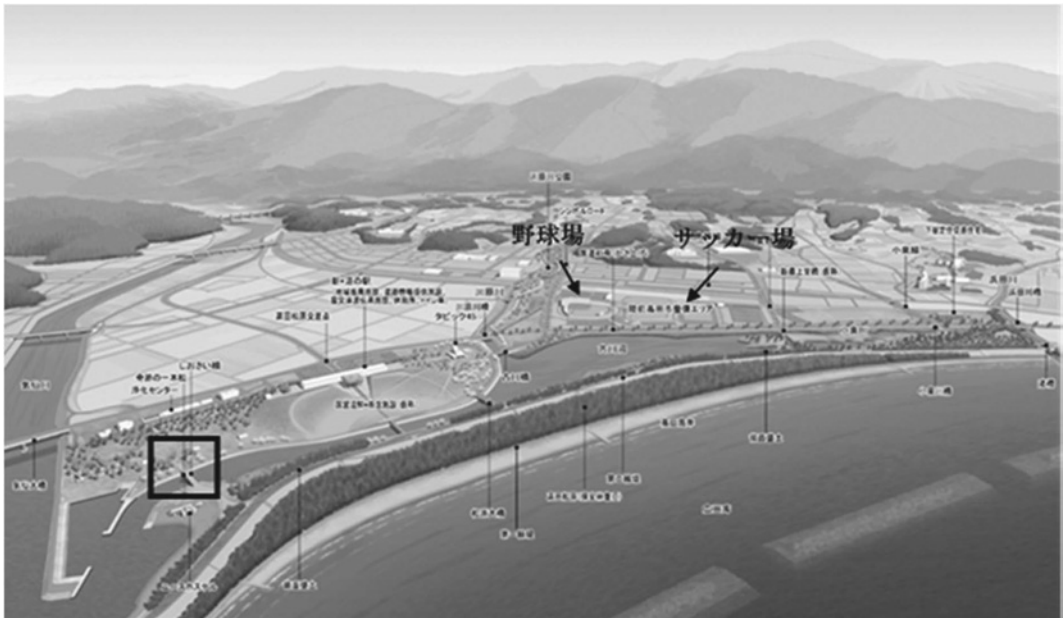


図 3 陸前高田復興祈念公園における、奇跡の一本松の空間配置②(□が奇跡の一本松)

4-5.2 つの事例を検討して得られた知見

ここでは、2つの事例を検討した結果をまとめ、復興まちづくりの中で震災遺構を保存することの意味についての新たな知見を獲得していきたい。

まず、たろう観光ホテル、奇跡の一本松はどちらも復興後のまちにおいて、震災の被害・記憶・教訓といったダークな面を伝えるだけではなく、破壊された町からの再生を伝えるという共通した役割があることが示された。しかし、たろう観光ホテルは、被災時の姿を最大限に保存し、まちの中でその存在を際立たせることで復興を伝えている。一方、奇跡の一本松はそれを背景化し、レジャー施設を充実させることで復興を伝えていることが明らかとなった。

そのため、震災遺構を保存することは壊されてしまった町の再生を伝え、新しい町の中でどのように位置づけるかによって、海や災害と共存していくための指針を与える意味があると考えられる。

5. 震災遺構と戦争関連の遺構の比較

ここでは、震災遺構と戦争関連の遺構の相違点に着目した比較検討を行うことで、震災遺構を保存することの意味についての新たな知見を獲得していきたい。

5-1. 自然災害と戦争

まず、自然災害と戦争、それぞれの特徴を考え、その痕跡を保存し、後世へ伝えていくことの決定的な違いを示す。内田・丹(2012)は震災遺構と戦争関連の遺構について、戦争関連の遺産は、過去の人類が犯した過ちであり、人類が能動的に取った行動の結果である。しかし、津波被害と震災遺構は、人類の手によるものではないという、自然災害と戦争の本質的な違いを指摘している。このことから、自然災害の痕跡を保存することは、防ぐことができない、いつか必ずやってくる、次の災害へ向けての備えという目的がある。一方、戦争の痕跡を保存することは、悲劇を招いた戦争という手段を選ばないという目的があると言える。

5-2. 震災遺構と戦争関連の遺構の時間と空間

さらに、震災遺構と戦争関連の遺構を保存する目的の違いを、時間と空間という視点から検討していく。ここで言う“時間”とは、災禍を保存し、その記憶やそこで得た教訓をどれほど先の未来まで伝えていくのかということで、“空間”とは記憶や教訓を伝えなければならない範囲である。

3.11 震災伝承研究会第1次提言(2012)では、「100年、200年後の子どもたちが、地元で遺構を見ながら育ち、津波のことを繰り返し学んで、大きな揺れに見舞われたらどこにいても自分で判断し、避難する行動ができるようになってほしいと願っています」と述べられている。また、震災遺構を扱った先行研究においても、今井(2013)は災害を1回限りの出来事ではなく、何度も起こり得る出来事として捉えるために重要であると示した。震災遺構を保存する目的が、次の災害への備えであることを踏まえると、震災遺構は、何年先かはわからないが、次に襲ってくる大規模災害までは、その機能を維持しなければならないと考えられる。そして、次の大規模災害が襲ってきた後は、もう一度、震災の記憶や教訓の仕切り直しが必要である。田老地区・たろう観光ホテルを例にとると、東日本大震災以前は、防潮堤を築くことで防災力を高めていたが、今回の東日本大震災では、津波が防潮堤を超えてきたため、たろう観光ホテルという震災遺構を活用した防災力の強化を行っている。このように、次に襲ってくる大規模災害では、これまでの防災対策や教訓は通用し

ない可能性が十分に考えられる。そのため、震災遺構には、何年後か先の、次の大規模災害までは、震災遺構の機能を維持しなければならないという“時間”が設定され、次に襲ってくる大規模災害によっては仕切り直しをし、その機能を更新しなければならない。その一方で、戦争関連の遺構には、そのような“時間”は設定されていない。先ほど述べたように戦争関連の遺構を保存することは、二度と戦争という手段を選択しないためであり、そのメッセージはこの先の未来、ずっと伝え続けなければならない。実際に、戦争関連の遺構を扱った先行研究においても、“時間”に関する記述は見られなかった。

また、震災遺構は、その記憶や教訓を伝える範囲についても、戦争関連の遺構よりも限定されていると考えられる。震災遺構は、次の大規模災害が襲ってきたとき、そこに暮らす住民がとるべき行動を伝え、命を守る役目がある。外部から訪れた人に、震災の被害やそこで起こったこと、津波の猛威を伝える役目もあるが、外部から訪れる人の住んでいる地域によって、災害の際に取るべき行動は違うため、そのような人達に対しては、広い意味で防災の大切さを伝え、防災意識の向上を促すべきである。そのため、震災遺構を活用して、その記憶や教訓を伝える“空間”はそこに暮らす住民をメインとして扱うべきであると考えられる。その一方で、戦争関連の遺構の“空間”はもっと広く、今や世界中にメッセージを発信する存在となっている。

これらのことから、“時間”と“空間”という点において、震災遺構には、その地域の人がとるべき行動、そして次なる大規模災害が襲ってくるごとに、教訓を更新しなければならないという「地域性」が強いと考えられる。戦争関連の遺構には、世界中の人々に、戦争を繰り返してはならないという共通したメッセージを伝える「普遍性」が強い傾向があるということが示された。

6. 考察

ここでは、これまで得られた知見をまとめ、震災遺構を保存することが、被災地の復興の中でどのような意味を持つかについて検討する。

復興庁が定めた復興の定義を振り返ると、復興とは東日本大震災の教訓を活かした防災力の強化と、地域の多様性や潜在力を活かした新しい町を創造することである。

まず、防災力の強化という観点から震災遺構を保存することの意味を考える。金井ら(2007)は、津波常襲地域では、これまで親子間での災害文化の伝承を行ってきたが、ハード施設の建設・発展によって知恵の伝承の必要性が希薄化していると指摘している。震災遺構には、津波の猛威や恐さをリアルに感じることで、そこで起きた教訓として知っておくべき出来事や物語、さらには、破壊されてもそこから再生できるということ伝える機能があることが示された。そして、震災遺構はこれから先、同じ場所に存在し続けるため、防災意識を常に高く保たせることができる。また、震災遺構には、次の大規模災害への備えとして、その地域の住民が、その時にとるべき具体的な行動を示す「地域性」が強い傾向がある。そのため、震災遺構は地域の住民との関係性を築かなければならない。例えば、たろう観光ホテルはその存在を復興した町のなかで際立たせている。奇跡の一本松は住民の憩いの場として機能するレジャー施設の中で、ひっそりと佇んでいる。これらことから震災遺構を保存することは防災力の強化という観点では、新しい震災伝承の手段として、これまでの伝承の問題点をカバーする、ソフト面の防災強化であると同時に、破壊から再生できるということ伝える意味があるということが考えられる。

次に新しい町を創造するという観点から震災遺構を保存することの意味を考える。たろ

う観光ホテルと奇跡の一本松の復興まちづくりにおける位置づけを分析した結果、たろう観光ホテルは、防災の拠点として、その存在を際立たせることで今後も防災の町として防災教育を強化していくというまちづくりの指針が示された。奇跡の一本松は、復興の象徴、町のシンボルとして機能してきた震災遺構を、あえて背景化し、その周辺にレジャー施設を充実させることで、被災地というダークなイメージから脱却したまちづくりを行っていくという指針を読み取ることができた。これらのことから、震災遺構を保存することは新しい町を創造するという観点からは、破壊された町と新しい町を繋ぐ役目があり、東日本大震災から長い年月が経っても、震災の事実を伝え続け、そこから人々の営みによって再生したという町のアイデンティティを表現するという意味があると考えられる。

7. 終わりに

本研究では、震災遺構を保存することが、被災地の復興後のまちでどのような意味を持つかということについて文献を用いた調査・検討を行ってきた。しかし、震災遺構の保存に対する被災者の期待や想いを捉える手段としては不十分であると考えられる。文献調査では、住民と行政の意見の相違点が捉えられず、両者の視点からの考察ができなかったことは、本研究の問題点として挙げられる。より深い考察を行うためには、被災者に対してインタビュー調査を行うことが必要であると考えられる。

そのため、今後の課題として、インタビュー調査を用いて、住民と行政の両面から震災遺構を保存することの意味を検討し、政策といったより具体的な提言を検討する必要があると考えられる。

<引用文献・資料一覧>

復興庁 2011 「東日本大震災からの復興の基本方針」

(www.reconstruction.go.jp/topics/000056.html 最終閲覧 2018年1月21日)

復興庁 2013 「震災遺構の保存に対する支援について」

(www.reconstruction.go.jp/topics/m13/11/20150121091851.html 最終閲覧 2018年1月21日)

濱田武士 2013 「戦争遺産の保存—原爆ドームを事例として—」『歴史評論』772:20-34

長谷川公一・浜日出夫・藤村正之・町村敬志 2007 『社会学』有斐閣

今井信雄 2013 「震災を忘れてるのは誰か—被災遺物の保存の社会学—」『フォーラム現代社会学』12:98-103

岩手県 2016 「第三回高田松原津波復興祈念公園有識者委員会」

(www.pref.iwate.jp/toshigesui/kouen/37799/049617.html 最終閲覧 2018年1月21日)

株式会社丹青社 (<https://www.tanseisha.co.jp/works/detail/59821> 最終閲覧 2017年11月17日)

金井昌信・片田敏孝・阿部広昭 2007 「津波常襲地域における災害文化の世代間伝承の実態とその再生への提案」『土木計画学研究・論文集』24:251-261

加藤久子 2017 「負の文化遺産と<パフォーマンス> ポーランドにおけるホロコーストの記憶をめぐる」『第90回日本社会学会大会報告要旨集』:376

丸岡泰 2014 「自然災害遺構は防災の教訓を伝えるか—コスタリカ・カルタゴの事例から—」『第29回日本観光研究学会全国大会学術論文集』:209-212

- 宮古市 2014 「田老地区土地区画整備事業完成予想図」
(www.city.miyako.iwate.jp/toshi/taro_vosozu.html 最終閲覧 2018年1月21日)
- Nora, Pierre 1984 「La République (Les Lieux de Mémoire t.1)」『Paris: Gallimard』
- 小川伸彦 2015 「言葉としての「震災遺構」: 東日本大震災の被災構造物保存問題の文化社会学」『奈良女子大学文学部研究教育年報』 12:67-82
- 荻野昌弘 1997 「保存する時代—文化財と博物館を考える—」『ソシオロジ』 42(2):103-108
- 乙須翼 2015 「博物館展示から考える「人間の苦悩」の教育的利用—教員に求められる資質と倫理」『長崎国際大学論文叢』 15:1-12
- 3.11 震災伝承研究会第1次提言 2012 「「3.11 震災伝承研究会」第1次提言—震災遺構の保存について—」(<http://www.tsunami.civil.tohoku.ac.jp/hokusai3/J/shinsaidensho/> 最終閲覧 2017年5月18日)
- 佐野浩祥・清野隆 2012 「南三陸町の防災対策庁舎の保存に関する一考察」『第27回日本観光研究学会全国大会論文集』 293-296
- 椎原伸博 2014 「偽物の木で何が悪いのか? 震災モニュメントの可能性について」『地域政策研究』 16(3):81-98
- 島川崇 2012 「被災地の惨禍を観光資源化するための住民との合意形成過程における政府・首長・議会の役割: 広島・原爆ドームを事例に」『観光博研究』 11:1-9
- 島川崇 2012 「地域資源として被災者からも受け入れられる被災惨禍の保存手法の考察—タイ・バンガー県を事例として」『都市計画論文集』 47(3):619-624
- 清水肇・高橋弘治 2010 「沖縄本島南部と八重山地域における戦争遺跡の実態と保存活用の課題」『都市計画論文集』 45(3):223-228
- 内田直仁・丹裕也 2012 「震災復興での震災遺構の価値」『人間工学』 43(3):138-141